



諦めずに行動しよう

私たちの大切な祖国である日本は、今、様々な問題を抱え、重大な危機に直面しています。

食料の確保と品質の安全性、外交／安全、疫病、収入の減少など、数え上げればキリがありません。

このままでは平穏な暮らしが続けられなくなるような深刻な状態ですが、そのような将来を迎えないためにも、私たち自身

が真剣に考えて行動しなければなりません。「どうせ変わらない」と諦めていては、ますます悪くなるばかりです。

私たちの先輩方が大切に育ててくださった日本を、良い形で次の世代へ繋ぐために、自分たちにできることをやっていたいですね。

私たちの先祖が育ててきた日本を次世代に繋ぎましょう。

ぜひ、ご自身で調べてみてください。

III 年間約 1239 億円と試算された外国人生活保護の支給について

永住資格を得た人が生活保護を受給するケースが多くありますが、最高裁により「生活保護法が適用対象とする「国民」は日本人を意味し、永住外国人にも準用される根拠は見当たらない」と判断されています。(平成 24 年(行ヒ)第 45 号裁判の判決文)

しかし、昭和 29 年 5 月に出生された厚生省の通知に基づき、多くの地方自治体では「当分の間、特別永住者等外国人へも準用」とし、多くの外国籍の人が日本の生活保護を受給しています。

厚労省の厚生統計要覧(令和 3 年度)によると、約 46,000 世帯 67,000 人の外国人が生活保護を受給しており、自民党の片山さつき議員によると年間約 1,239 億円が支給されているそうです。※国は支給額の合算をしていない。

011 年には、中国国籍の方が入国して外国人登録が認められた直後に生活保護申請を集団で行うという事例が発生、1 人の登録が認められた後、親戚と名乗る 30 人以上が追加申請したとのこと。

「素行が善良であること」「生計を立てられること」

「国益に合致すること」

外国人が日本で永住許可を得る条件は、入管法で上記のように定められていますが、和 3 年 12 月 17 日の参議院予

算委員会において、自民党の小野田紀美議員の質問に対し、厚生労働大臣・金子恭之氏が以下のように答弁されました。

「許可の取得後、これらの条件を満たさなくなっても取り消される仕組みにはなっていない」

つまり受給開始後に日本を離れても生活保護の支給が停止されず、手続きが必要な時だけ日本に入国して窓口を訪れ、すぐに帰国してしまっても需給を続けられることになるのです。

また、在留期間が過ぎた外国籍の人が難民申請をして生活保護を求めるというニュースもたびたび報道されますが、2023 年 1 月、中国領事館は日本で中国人が居住する地方自治体宛てに「海外定住の中国人を対象とする経済支援制度がないので保護または援護を求め」ための書面を送りました。日本が支援する理由がありませんが、このような姿勢を示す国々と交流を続けるには最善の注意が欠かせません。

国籍別の生活保護受給世帯と支給率

国籍	総世帯数	被保護世帯数	支給率
日本	52160141 世帯	1557586 世帯	3.0%
韓国・朝鮮	183771 世帯	29482 世帯	16.0%
中国	258127 世帯	4966 世帯	1.9%
フィリピン	56520 世帯	5333 世帯	9.4%
ブラジル	53757 世帯	139 世帯	2.6%
米国	22509 世帯	144 世帯	0.6%
外国籍総数	1171656 世帯	44965 世帯	3.8%

※総務省平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果と厚生労働省被保険者調査平成 27 年 7 月末現在より算出しています。

在留資格 (入管法別表第二の上欄の在留資格 (居住資格))

在留資格	法務大臣が永住を認める者	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	本邦において有する身分または地位	日本人の配偶者・子・特別養子	5 年, 3 年, 1 年又は 6 月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5 年, 3 年, 1 年又は 6 月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系 3 世、中国残留邦人等	5 年、3 年、1 年、6 月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5 年を超えない範囲)